

平成30年7月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成30年7月13日(金曜日)午後2時30分から午後3時49分まで

場 所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第44号) 相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則について(教育環境部)

日程第 2 (議案第45号) 相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則について(教育環境部)

日程第 3 (議案第46号) 相模原市立公民館長の人事について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第47号) 相模原市指定文化財の指定に係る諮問について(生涯学習部)

日程第 5 (議案第48号) 相模原市教育振興計画策定委員会委員の人事について(教育局)

日程第 6 (議案第49号) 相模原市教育振興計画の策定に係る諮問について(教育局)

日程第 7 (議案第50号) 相模原市立小学校及び中学校で平成31年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について(学校教育部)

4. 報告案件

1 相模原市議会(平成30年6月定例会議)報告について(教育総務室)

2 市立小中学校及び市内通学路におけるブロック塀等の点検結果について
(学務課・学校施設課)

5. 閉 会

出席者（6名）

教 育 長	野 村 謙 一
教育長職務代理者	永 井 博
委 員	大 山 宜 秀
委 員	永 井 廣 子
委 員	平 岩 夏 木
委 員	岩 田 美 香

説明のために出席した者

教 育 局 長	小 林 輝 明	教 育 環 境 部 長	渡 邊 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	奥 村 仁	生 涯 学 習 部 長	長 谷 川 伸
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	杉 野 孝 幸	教 育 総 務 室 担 当 課 長	江 野 学
教 育 総 務 室 主 任	久 田 明	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	八 木 英 次
学 務 課 総 括 副 主 幹	清 水 芳 枝	学 務 課 副 主 幹	安 田 裕 之
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	荒 井 哲 也	学 校 施 設 課 長	小 杉 雅 彦
学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	細 川 恵	学 校 教 育 課 課 長 代 理	岩 崎 雅 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	宮 原 幸 雄	学 校 教 育 課 指 導 主 事	西 内 一 裕
教 育 セ ン タ ー 所 長	松 田 知 子	学 校 教 育 部 参 事 兼 青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長	小 泉 勇
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	遠 山 芳 雄	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	白 石 卓 之
文 化 財 保 護 課 長	関 みどり	文 化 財 保 護 課 総 括 副 主 幹	落 合 順 二
文 化 財 保 護 課 主 任	土 井 永 好	ス ポ ー ツ 課 総 括 副 主 幹	山 崎 則 仁
図 書 館 長	岡 本 達 彦		
事 務 局 職 員 出 席 者			
教 育 総 務 室 主 査	永 澤 祥 代	教 育 総 務 室 主 査	児 玉 佳 那 姫
教 育 総 務 室 主 査	山 本 彰 子		

開 会

野村教育長 それでは、ただいまから、相模原市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と岩田委員を指名いたします。

相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則について

野村教育長 これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 4 4 号、相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第 4 4 号、相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別添の議案第 4 4 号参考資料をご覧いただきたいと思います。

1 の改正の理由でございますが、岩本育英奨学金は、平成 2 6 年度に開始した制度でございます。寄附を受けて造成された基金を原資として、学術優秀かつ経済的な理由により高等学校等への修学が困難な方を対象に奨学金を給付しているものでございます。

今年度、成績を問わない給付型奨学金を創設したことにより、返還不要の 2 つの奨学金制度が併設されたことを契機といたしまして、制度の見直しを行い、成績要件のある岩本育英奨学金の支援内容の充実を図ることを目的として、奨学金の額等を改正するものでございます。

2 の改正の内容でございます。(1) 奨学金の額につきましては、修学資金の年額に変更はございませんが、一時給付金として進学就職等準備金を新設し、3 万円を給付するものでございます。(2) 給付の時期につきまして、新設する進学就職等準備金は、2 年生時の学年末に給付するものでございます。なお、平成 3 1 年度の 3 年生のみ、経過措置として 3 年生の初回の修学資金の給付時に給付するものでございます。

3 の施行期日につきましては、平成 3 1 年 4 月 1 日とするものでございます。

4 の実施スケジュールにつきましては、この 7 月に規則改正を行い、1 2 月からの新制度での募集、決定を経まして、平成 3 1 年 7 月から 9 月に 3 年生に対して、修学資金給付

時に進学、就職等準備金を給付する予定でございます。

以降の生徒につきましては、2年生の3月に進学就職等準備金を給付することといたします。

参考資料の裏面をご覧いただきたいと存じます。

5のその他につきましては、今回の奨学金の額等の改正にあわせて、募集人数を2名増員して7名とし、平成31年度奨学生の募集時から変更するものでございます。

6の事業費につきましては、平成31年度の予算見込額は309万6,000円、平成32年度は、309万円、平成33年度以降は、323万4,000円となる見込みでございます。

各年度とも、財源は岩本育英奨学基金から全額を繰り入れて実施いたします。なお、同基金の原資寄付者は、奨学金給付事業の継続実施及び故岩本信行氏の偉業と遺徳を顕彰し、永く後世に伝えることについて寄附時に要望されておりますが、岩本育英奨学金の近年の応募状況等から、制度改正の必要性についてもご理解をいただいているところでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見があればお願いいたします。

岩田委員 より丁寧に説明をしていただきたいのですが、今回、新設される進学就職等準備金の給付を3年生のスタートより、2年生の学年末の方がよりいいとしたのは、何か説明があればお願いいたします。

八木学務課長 2年生の学年末に支給するこの3万円につきましては、3年生になりますと、1、2年のときよりも、かなり今後の進路に向けて、いろいろお金もかかるということで、この時期に3万円を給付するのが適当ではないかと判断したものでございます。

なお、部長から説明がありましたとおり、平成31年度に限り、3年生につきましては、初回の給付時に上乗せして支給をさせていただきます。

以上でございます。

野村教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、質疑、ご意見がありませんので、これより採決を行います。

議案第44号、相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則についてを原案どお

り決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第44号は可決されました。

相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則について

野村教育長 次に日程2、議案第45号、相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第45号、相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別添の議案第45号参考資料にてご説明させていただきます。

はじめに、1の改正の理由についてでございます。就学援助制度において、援助が必要な児童の保護者に対し、必要な援助を適切な時期に実施するため、就学予定者の保護者に対して、新入学児童生徒学用品費の入学前支給、いわゆる入学準備金の支給を行いたく所要の改正をするものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。主な改正の内容は2点です。1点目が交付対象者の追加で、次年度に国公立の小学校等に就学を予定している者の保護者を追加するものでございます。2点目は、申請書の提出方法の追加で、就学予定者の保護者の申請については、学校を経由せず、郵便または直接持参により教育委員会に提出する方法を追加するものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、本規則につきましては、公布の日から施行することといたします。

次に、4の平成30年度事業計画でございます。(1)対象者数につきましては、平成31年4月小学校就学予定者の約5,700人のうち、706人が入学準備金の交付対象者と見込んでおります。(2)周知方法でございますが、これまでの制度では、対象が小中学校に在籍している児童生徒の保護者であったため、学校を通じてお知らせ等を配布するなどの周知を行ってまいりました。小学校入学前のお子様の保護者に向けた周知が新たに必要となることから、次のような周知を行ってまいります。

まず、市内保育所や幼稚園等を通じた情報提供を9月に予定しております。また、ホームページや広報紙に掲載し、公共施設等での案内配布のほか、全就学予定者を対象に郵

送されます就学前健診の通知に案内や申請書を同封することによりまして、本制度の周知を図る予定でございます。

(3) 未申請者に係る対応でございます。対象となる者が、申請を行わないまま、入学準備金の交付を受けなかった場合は、これまでと同様に小学校入学後に、就学奨励金の申請をいただくことにより、8月に新入学児童学用品費を交付する取扱いといたします。

(4) 事業費でございます。1人当たり交付単価が4万600円となりますので、交付対象見込み数から試算いたしますと、事業費は2,866万4,000円の予定でございます。最後に、(5)事業スケジュールでございます。このたびの規則改正の後、10月から入学準備金の交付申請受付を開始、翌平成31年1月上旬まで申請を受付いたします。受付をいたしました申請について、審査を行った後、2月上旬に交付対象者を決定、ご通知の上、2月末までに入学準備金の交付を行う予定でございます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

岩田委員 参考までに教えていただきたいのですが、法律でいうところの第2条の交付対象者のところで、(1)は要保護者で、(2)が準要保護者になり、準要保護者の基準は多分、市町村によって決まっていると思うのですが、今、どういう基準なのか教えていただけますか。

野村教育長 市の認定基準ですね。

八木学務課長 本市の認定基準につきましては、生活保護基準の1.5倍以内の所得という基準を設けております。これにつきましては、全国的に見てかなり高い所得の認定基準となっている状況でございます。

以上でございます。

平岩委員 今回のこの制度改正ですが、安心して入学ができるということで、大変にいいことだと思います。入学後も手続ができるようですが、周知をしっかりと漏れがないように進めていただくようお願いいたします。

永井(廣)委員 単価が4万600円となっていますが、この単価の根拠を教えてください。制度については大変すばらしいと思います。

八木学務課長 私どものこの就学援助の制度の単価につきましては、国の国庫補助の基準に基づいて行っております。国の方でも要保護者に関する基準額、4万600円、中学校

については4万7,000円ということになっておりまして、それと同額としたものでございます。

野村教育長 これまでは、学校を通しての申請でしたが、今回の改正では、直接教育委員会の方で事務手続を行うことで、何より保護者の負担が軽減されるということであります。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 他にございませんので、これより採決を行います。

議案第45号、相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第45号は可決されました。

相模原市立公民館長の人事について

野村教育長 次に日程3、議案第46号、相模原市立公民館長の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第46号、相模原市立公民館長の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は公民館長1名から任期途中において辞職したい旨の申し出があったため、これを承認し、後任の公民館長を委嘱いたしたく、提案するものでございます。

まず、平成30年7月31日をもちまして、解嘱の申し出をされた公民館長は、大野中公民館長の小方武雄氏でございます。小方氏につきましては、これまで3年3カ月にわたり、公民館長としてお勤めいただきましたが、ご本人の都合により2期目の任期途中ではございますが、公民館長の職を辞したい旨の申し出があったものでございます。

続いて、後任の公民館長についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、3枚目の議案第46号関係資料をご覧ください。

大久保宗俊氏でございます。大久保氏でございますが、大野中公民館運営協議会委員、自治会法人鶴野森自治会会長などの経歴がございます。自治会等の地域団体の関係者、学校教育の関係者などで構成される大野中公民館運営協議会からご推薦をいただきました。

任期は平成30年8月1日から平成32年3月31日まででございます。

以上、議案第46号、相模原市立公民館長の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、質疑、ご意見がありませんので、採決を行います。

議案第46号、相模原市立公民館長の人事を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第46号は可決されました。

相模原市指定文化財の指定に係る諮問について

野村教育長 次に日程4、議案第47号、相模原市指定文化財の指定に係る諮問についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第47号、相模原市指定文化財の指定に係る諮問について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第5条第1項の規定により、新たに3件の文化財を相模原市指定文化財に指定することについて、当条例第31条第1項第1号の規定に基づき、相模原市文化財保護審議会に諮問いたしたく、提案するものでございます。

中段の表をご覧ください。新たに指定を予定する3件の文化財についてでございますが、いずれも種別は有形文化財の考古資料であり、所有者は相模原市で、市立博物館が管理しているものでございます。

それでは、議案第47号関係資料の1ページをご覧ください。指定候補3件の概要について、それぞれご説明申し上げます。

1件目は、田名塩田遺跡群出土の真脇式土器でございまして、現在、市立旧石器ハテナ館にて展示公開を行っております。

3ページをご覧ください。この土器は今から約5700年前の縄文時代前期に属するものでございます。その独特の形や文様のつけ方などの特徴から、石川県能登半島を中心と

して、北陸地方西部に分布する真脇式土器とされるものでございます。

4ページをご覧ください。上段の図はこの石川県真脇遺跡から出土した土器でございますが、本件は14番及び17番の土器と類似をしているものとなっております。

以上のとおり、本件は北陸地方の土器づくりが関東地方へも及んだという当時の縄文人の活発な生活行動の一端が顕著に現れたもので、本市の歴史を語る上で極めて価値が高い考古資料でございます。

次に、5ページをご覧ください。

2件目は、中野大沢出土の弥生土器でございます。昭和38年の道路工事中に発見されたもので、長らく地元の中学校で保管されていたものでございます。

6ページをご覧ください。

下段の写真及び図に見られるように貝殻の腹や櫛歯のような工具を使った文様のつけ具合によりまして、東海地方からもたらされた約2100年前の弥生時代中期に属する土器であることがわかります。

続きまして、7ページ上段の写真をご覧ください。膨らんだ胴の一部に、小さな穴があることから死者の再生を期待した、当時の葬送儀礼に使われた可能性も推測されます。

以上のとおり、本件はいまだ不明な本市の弥生時代の状況を解明していく上で、数少ない非常に貴重な存在となる考古資料でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

3件目は、苦久保遺跡第3地点出土の朱書土器でございます。

9ページにお示ししましたように、現在の城山文化ホール、もみじホール城山へ入る市道改良部分の発掘調査において、平安時代の竪穴住居跡から出土したものでございます。

10ページ、中段の写真をご覧ください。わかりづらくて申し訳ございませんが、須恵器と呼ばれる硬質の土器の外表面と内面に、下段の図に示したようにそれぞれ点線の枠の中にありますが、大の字が朱書きをされております。

11ページをご覧ください。

朱書き文字を伴う土器の神奈川県内における発見例は、現在のところ平塚市や海老名市、藤沢市など、奈良時代から平安時代にかけて政治や交通の要衝であった場所に認められますが、県北部では極めてまれな唯一の確認となっております。

以上のとおり、本件は平安時代の相模国の歴史を語る上で、また古代文字研究を進める上で、非常に価値の高い考古資料でございます。

最後に、12ページをご覧ください。

平成30年4月1日現在の相模原市内の指定登録文化財数内訳でございます。今回、諮問を予定する3件を指定できた場合、市の指定文化財は63件となりまして、市の登録、県の指定、国の指定及び登録を合わせまして、179件になる見込みでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

永井(廣)委員 10ページの写真だと、朱書き文字が見えるかどうか、あまりわからないのですが、これはカラー写真などで見せていただくことはできるのでしょうか。

関文化財保護課長 可能でございます。

大山委員 この3点について、指定されたということがどのように市民に伝わるのでしょうか。と申しますのは、例えば縄文時代のものが指定されるということですが、近年すごく注目されており、今、国立博物館でも出土した国宝級のものが結構並んでいるようです。一般国民、市民の中でも関心があるところございまして、相模原市でもこういった縄文時代のものがあるという事実をどのように知ることができるのか、お教えてください。

関文化財保護課長 審議会において、8月下旬から9月上旬に審議、答申をいただきます。その後、9月30日の告示を予定しております。

市民に対しましては、告示という形を取らせていただいております。

以上でございます。

大山委員 結局、相模原市民にとっていい宝物がたくさんあるのですが、どんなものがあるかということを知ることが、なかなか難しいかなと。要するに、いろんな展示をやっていきますということを情報発信することが非常に大事ではないかと考えます。情報発信すれば、関心を持っている人が拾い上げることができます。媒体の問題もあるかもしれませんが、ぜひ、お願いいたします。

野村教育長 大変貴重なご意見をいただきました。まさに指定する意義というのは、今おっしゃったように多くの市民に知っていただく、また相模原市の歴史にも深く興味を持っていただいて、最終的には市を愛するような気持ちにつながるというのが望まれることです。ぜひ、多くの方に知っていただくためのいろんな取組をお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 他に質疑、ご意見がありませんので、これより採決を行います。

議案第47号、相模原市指定文化財の指定に係る諮問についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第47号は可決されました。

相模原市教育振興計画策定委員会委員の人事について

相模原市教育振興計画の策定に係る諮問について

野村教育長 次に、日程5、議案第48号、相模原市教育振興計画策定委員会委員の人事についてと日程6、議案第49号、相模原市教育振興計画の策定に係る諮問については関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議をした後、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明いたします。

杉野教育総務室長 はじめに、議案第48号、相模原市教育振興計画策定委員会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、相模原市教育振興計画策定委員会の設置に伴い、委員17名を委嘱いたしたく、提案させていただくものでございます。

まず、相模原市教育振興計画策定委員会について、概略をご説明させていただきます。3枚目の議案第48号参考資料をご覧ください。

相模原市教育振興計画策定委員会は、相模原市教育振興計画策定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものでございます。

委員の定数は17名以内、構成は記載のとおりでございます。任期は平成32年3月31日まででございます。

続きまして、委員候補者につきましてご説明申し上げます。2枚目の委員名簿をご覧くださいと存じます。

はじめに、学識経験のある者でございます。酒井朗氏でございますが、上智大学教授で、教育社会学を専攻されている方でございます。秦野玲子氏でございますが、お茶の水女子大学や神奈川大学で非常勤講師をされており、社会教育が専門でございます。また、所属、役職等欄のRE Learningにつきましては、秦野氏が様々な自治体で生涯学習や社会教育に関する研修を行うための事務所の名称となっております。星山麻木氏ござい

ますが、明星大学教授で、障害児教育を専門とされている方でございます。

次に、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者でございます。大貫勲氏でございますが、相模原市公民館連絡協議会からご推薦をいただいております。現在、大沢公民館長でございます。大貫君夫氏でございますが、相模原市民生委員児童委員協議会からご推薦をいただいております。現在、同協議会の副会長でございます。中里浩章氏でございますが、相模原市立小中学校PTA連絡協議会からご推薦をいただいております。現在、同協議会の副会長でございます。永保貴章氏でございますが、一般社団法人相模原市幼稚園、認定こども園協会からご推薦をいただいております。現在、同協会の副会長でございます。若林由美氏でございますが、相模原市立小中学校PTA連絡協議会からご推薦をいただいております。現在、同協議会の会計でございます。

次に、市の住民でございます。佐藤敦子氏、西出利一氏、原田康子氏の3名でございますが、委員の公募に応募された市民でございます。全員で7名の方からご応募をいただきましたが、選考委員会におきまして、3名を選考させていただいたものでございます。

次に、教育委員会が特に必要と認めるものでございます。飯島沙織氏でございますが、特定非営利活動法人相模原ライズアスリートクラブのクラブマネージャーで、クラブチームの運営に携わっている方でございます。後藤直樹氏につきましては、麻溝台高等学校の校長でございます。小橋隆司氏でございますが、デザイン会社、株式会社デスクルの代表取締役で、相模原市シティセールスサポーターとしてもご活躍されている方でございます。佐藤毅彦氏でございますが、宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所、いわゆるJAXAの教授でございます。塚田久美氏につきましては、津久井養護学校の校長でございます。藤井智氏でございますが、特定非営利活動法人文化学習協同ネットワークの常務理事で、さがみはら若者サポートステーションの総括コーディネーターとして、ひきこもりなどの自立に悩む若者の支援に携わっている方でございます。

いずれの方につきましても、任期は平成30年8月1日から平成32年3月31日まででございます。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第49号、相模原市教育振興計画の策定に係る諮問につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市教育振興計画策定委員会規則第2条の規定に基づき、相模原市教育振興計画策定委員会に諮問いたしたく提案するものでございます。

諮問の内容でございますが、近年、教育課題の多様化や学習指導要領の改定など、児童生徒を取り巻く環境や社会状況が大きく変化してきております。

このような変化に的確に対応していくためには、子どもたちが、夢や希望を持って未来を切り拓く力を育成するとともに、市民が生涯にわたり学び、活躍できる環境を整えていくことが重要であり、また、あたたかさや先進性のある取組を進めていくことが必要であると考えているところでございます。

また、国は、平成30年6月に、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示す、第3期教育振興基本計画を策定したところでございます。

こうしたことから、新時代の到来を見据えた次世代の教育を実現するために、平成32年度から開始する新たな相模原市教育振興計画を策定し、効果的で計画的な施策や事業展開を図っていくことが求められていることから、相模原市教育振興計画について諮問するものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたお願いいたします。

この計画については、本年の8月から計画づくりに着手をする予定でございます。計画期間は8年間、市の総合計画と合わせた時期とし、この中で本市の教育施策の基本的な在り方を定めるものであります。

特にございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、質疑、ご意見がありませんので、これより採決に入ります。

はじめに、議案第48号、相模原市教育振興計画策定委員会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第48号は可決されました。

次に、議案第49号、相模原市教育振興計画の策定に係る諮問についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第49号は可決されました。

なお、この教育振興計画の策定状況やプロセスにおいては、適宜皆様にもご報告をさせ

ていただき、ご意見をいただく場を作っていきたいと考えております。

相模原市立小学校及び中学校で平成31年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の
採択について

野村教育長 それでは次に、日程7、議案第50号、相模原市立小学校及び中学校で平成31年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 それでは、議案第50号、相模原市立小学校及び中学校で平成31年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小学校及び中学校で平成31年度に使用する特別支援教育関係教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定により、教科用図書として使用する図書について採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことにつきましては、学校教育課長から説明させていただきます。

細川学校教育課長 特別支援教育関係教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第50号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

特別支援学級に在籍する児童生徒につきましては、 から までの4つの図書を教科用図書として使用することができます。 は通常の学級と同じ教科書です。 には特別支援学級の児童生徒が在籍する学年よりも下の学年の教科用図書になります。例えば、5年生の特別支援学級の児童が2年生の教科書を使用することができます。 は文部科学省著作特別支援学校用教科図書になります。視覚、聴覚障害者用や星本と呼ばれる知的障害者用があります。

お手元でございます、教科書 星本をご覧ください。これには星が1つから4つまでのものがございます。児童生徒の実態に応じて選択できるようになっております。これら、

から の教科用図書では適当なものがない児童生徒に対して使用できるものとして、の学校教育法附則第9条の規定による一般図書を使用することができることになっております。

お手元の教科書 学校教育法附則第9条の規定による一般図書をご覧ください。この一般図書は、特別支援学級の児童生徒の実態に合わせて、保護者と担任が相談して教科用図書として設定いたします。

恐れ入りますが、議案第50号別紙をご覧ください。

今回、採択いただきたく提案するものは、平成31年度に相模原市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用できる学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧でございます。この一覧は文部科学省が発行する平成30年度用一般図書契約予定一覧で、全国の特別支援学級等で使用されている一般図書をまとめたものになります。

これまで相模原市は、調査員が研究をして366冊を一般図書の対象として採択をしておりましたが、より児童生徒の実態に合ったものを選択できるようにすることを目的に、文部科学省の作成した平成30年度用一般図書契約一覧にいたします。昨年度と比べて大幅に増えることにより、多様なニーズに応えることができると考えております。

一方、数が増えたことで、保護者や担任が選択することに迷ってしまう可能性も考えられますので、参考資料として昨年度の相模原市の一覧を学校へ提供いたします。このことにより、子どもたちの実態に合った教科書を選ぶことが可能になると考えております。

説明は以上でございます。

野村教育長 説明が終わりました。ご意見、質問があればお願いいたします。

大山委員 特別支援学級で使用している教科書 から まで掲げられましたが、それぞれのパーセントや割合など、わかりましたらお教えください。

西内学校教育課指導主事 ただいまご質問いただきました から の教科用図書の使用の割合ですが、 番にあります学校教育法附則第9条の規定による一般図書は、特別支援学級の児童生徒のおよそ4割の方が選択されております。 番、 番につきましては、とても少数になっており、そのほかの児童生徒は、ほぼ 番の本人の学年で使用される教科用図書を使用することになっております。

以上です。

岩田委員 今、説明の中にもありましたように、オプションが増える、冊数が増えることはとてもいいことだと思うのですが、やはり保護者と先生が決めていく中で、どれを選んでいいのかというところがあるので、去年の相模原市の一覧を提供するということですが、選ぶ過程を丁寧にしてあげられるよう、よろしくをお願いします。

細川学校教育課長 より、ニーズに合った選択となるよう、こちらの方からも丁寧にお示ししていきたいと考えております。

野村教育長 ほかにはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がありませんので、これより採決を行います。

議案第50号、相模原市立小学校及び中学校で平成31年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第50号は可決されました。

相模原市議会(平成30年6月定例会議)報告について

野村教育長 それでは、ここから報告案件に入ります。

報告案件の1、相模原市議会、平成30年6月定例会議の報告について、事務局より説明いたします。

杉野教育総務室長 市議会6月定例会議につきまして、ご報告させていただきます。

6月定例会議につきましては、5月30日から6月29日までの日程で開催されたところでございます。お手元でございます資料は、6月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧になります。

お手数ですが、2ページ目をご覧くださいと存じます。

まず、代表質問は4名の議員から計26問の質問がございまして、質疑の内容につきましては、3ページから10ページのとおりでございます。

次に15ページをご覧くださいと存じます。

一般質問は13名の議員から44問の質問があり、質疑の内容につきましては、16ページ目から31ページのとおりでございます。

代表質問及び一般質問の概要でございますが、学校関係分野としましては、新学習指導要領に向けた概要、子どもの学力や体力向上に向けた取組、学校施設や通学路の安全対策などについてご質問がございました。また、生涯学習関係分野としましては、公民館有料化の後の状況、図書館の再整備に向けた取組、スポーツ施設の整備をはじめとしたスポーツ振興などについて質問がございました。

ここでひとつひとつの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関しまして、ご質問等がございましたら担当課からお答えさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

野村教育長 ただいま、説明が終わりました。ご質問等があればお願いいたします。

大山委員 一般質問の24ページですが、ちょうど真ん中(3)の朝食の重要性について、学校教育課が答弁をしているイのところですが、朝食を食べない子どもたちが貧血などで

倒れそうになるなど、体調不良になるということに対する答えが、どうも質問と答弁が短絡過ぎるのではないかと。朝食を食べないと確かにそういう子もいらっしゃると思うのですが、多くは小学校あるいは中学校において、ちょうど5月の連休を過ぎたあたりからこのように体調不良、気分が悪い、頭が重い、なかなか学校に行けないような症状が現れます。いわゆる自律性調節障害という、発育途上に見られるお子さんが多くおられます。もちろん、朝食を食べないということも1つの原因なのでしょうが、いわゆる体の発育に自律神経の発達に伴わないことによって起こる状態、そういったものが多くございます。

全てが朝食を食べないことで起こることではないので、ぜひ、校医だとかそういった方にご相談をされて、全小学校に栄養補助食品を備蓄し、もしそういったことがあり、朝食の欠食によるご判断された場合には、栄養補助食品を提供するということであって、全てが朝食の欠食によるものではないということをご注意、認識いただきたいと思います。

野村教育長 今のご指摘はそのとおりでございます。当然養護教諭などが、子どもの健康状態について多面的にきちんと把握することが大事だと考えています。

大山委員からご指摘いただいたこの質問については、本年の3月議会の委員会の中で、小学生の中でも特に朝食を食べてもらえない子どもたちがいるのではないかと質問がありました。生活習慣の問題だったり、親のネグレクトの問題であったり、そういった子どもたちに対して、学校としてできる配慮はという、そうした質問を受けて、私からは、まずできることとして、学校にも栄養がとれるような食品の準備を含めて、早急に考えたいというお話をし、この7月には臨時的な対処として、栄養補助食品を全小中学校に配備できる、そうしたことを答えたものであります。

委員がおっしゃるように、これは一面的なことではございませんので、十分な配慮というのは多面的に必要なことには間違いありません。

教育関係ですと、やはり英語教育、プログラミング教育の状況、それから医療的ケアの問題、学力、体力の向上、非常に多面的に質問を受けたところであります。

全く新しい質問としては、ヤングケアラーという言葉を使った質問がございました。29ページですね。学校としてはヤングケアラーを把握しているのだろうかという、そうした質問です。これは、例えば家族の介護などで非常に学校教育にも支障が出るような状況にある子どもたちのことで、ヤングケアラーという呼称があるようでございます。ぜひ、そうした実態をとらえて、学校としてもしっかり関係機関につないで、いろんな形で支援をすべきだという、そうした質問とやりとりがありました。

岩田委員 先ほどの審議の内容とも関わってきて、10ページのところで就学援助のところですが、確かに相模原市の就学援助の準要保護者は、生活保護基準の1.5倍以下というのはかなり充実している割合だと思うのですが、もともとの基準がどんどん下がっていくことに対して、慎重に検討ということで、具体的に何か方針や考え方はあるのでしょうか。

八木学務課長 今後の考え方でございますが、生活保護基準は、以前にも改定がございまして、前回につきましては、改定後の生活保護基準に準じて、就学援助の倍率1.5というところは堅持しつつ、直近の生活保護基準に連動させるということを行いました。今回につきましては、前回の考え方をベースにしつつ、見直しに伴う影響がどのように出てくるかというのを踏まえながら、どうすべきかというのは今後決定をしていく予定でございます。

以上でございます。

野村教育長 特に就学援助については、基準のお話もありましたが、一番今、課題だと思っていることは、受給すべき環境にあるにもかかわらず、必ずしも全ての方が申請して受給できていないのではないかとということで、委員会として問題意識を持っています。

ですから、支援を必要とされる方にこうした制度がきちんと適用されるような申請の仕方であるとか、その辺も早急に考えていこうと取り組んでいるところです。

岩田委員 あわせてこの質問にも出ていますが、やはり同じ収入でも基準が今度、変わっていくので、前は受けられていたけど今度は受けられないというのは、微妙な線のところで出てくるかもしれないで、そういった方がどのぐらいになるのかということも少し継続的に追っていただけるといいのかなと思います。

野村教育長 この件については、引き続き慎重に検討を進めていきたいと考えています。

永井教育長職務代理者 18ページの英語教育についてです。現高校1年生が大学へ入るときには英語の入試制度にTOEICやTOEFLなど、そういった資格、検定試験を使うとか、使わないとか幾つかの大学でもう宣言をしたところがあります。

そんな中で、具体的ではないのですが、上のアの答えの方に小学校3年生から7年間を見通した児童生徒の英語力向上を図ってまいります。あわせて云々とあるのですが、これはもう具体的に何か構想があるのか、あるいはもう既にやっているのか、何かあったらお教えいただきたい。

細川学校教育課長 本市におきましては、今年度より3年生、4年生は、15時間の外国

語の活動が始まりました。小学校の教員の方でまだ、外国語を教えるということに慣れていないものですから、中学校への英語教育につなげるためにも小学校でどのような授業づくりをしたらよいのかということに対して、英語教育アドバイザーというのが1つの手だてになるかと考えております。英語教育アドバイザーが6月から配置されておりまして、今、9月以降の授業についてどう進めたらいいかということを出向いて様子を見つつ、学校教育課の指導主事を交えながら、英語の授業づくりについて行っております。9月からは各学校を4人で担当しておりますので、学校を回りまして、授業づくりについて、いろいろ指導、助言、研修を含めてやっていきたいと考えております。

7年間を見通すということは、中学校の卒業までになるのですが、中学校につなぐための授業づくりを今行い、ここで小中一貫教育の指針も策定しておりますので、各中学校区において、現段階で既に小学校の方へ中学校の教員が出向いて、小学校5、6年生の外国語について指導をしていたり、また授業づくりについて中学校の教員が小学校の教員の相談に乗っております。まだまだ本格的なものは始まっておりませんが、そういったことを踏まえて、小学校段階から中学校段階への英語教育が一貫したものになっていくように整備を進めていきたいと思っております。

永井（廣）委員 19ページの下の方の自転車の利用環境についてなのですが、小学校などでチリリンスクールなどを開催していただいて、事故の防止に大分役立っていることとは思うのですが、大体小学3年生ぐらいにスクールを開設されているところが多いと思います。相模原市は平らなところが多いので、大体幼稚園とか保育園のころに補助輪を外してしまって、小学校に入ると子どもたちが1人で自転車に乗って道路を走り出すという、そういう環境にある子どもが多いと思います。

保険に入るような条例も7月実施されておりますので、保護者の注意も大分喚起され、保険には入っていると思うのですが、やはりきちんと交通ルールやマナーを知って、事故を起こさない運転ができるということが大事です。自転車に乗って走る子は、走る時点でわかっているようなことが望ましいので、ぜひ、小学3年生よりももっと早く、交通ルール、マナーを守れるような子どもたちをきちんと学校の方でも育てられるように、何とか早めに教育をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

細川学校教育課長 確かに、小学校の現場におきましても小学1、2年生、低学年につきましては、1人で自転車に乗らないようにというような呼びかけは、各校においてしているところでございます。

ただ、ご指摘いただいたように幼稚園、保育園の段階から補助輪を外して乗っているという現状から、実際には子どもたちが学区内を1人で自転車に乗っているという場面も見受けられます。

交通安全母の会が実施してくださるチリリンスクールなどは、より広く地域に呼びかけ多くの子どもたちが参加し、交通ルール等々を身につける大変有効な機会だと、私も感じております。

こういったことも含めて、学校の方には交通安全を学ぶ機会についていろいろな方法がございますので、提案、周知をしていきたいと思っております。

平岩委員 19ページです。いじめ、自殺の相談でSNSを活用してということを書いてありまして、気軽に相談できる窓口として有効な手立て、確かにそのように思います。

ただ、いじめ相談が気軽に相談できましても、あくまでもそれは文字を通しての相談ですので、やはり直接ですとか言葉をかけるという、そのほかの対応が必要になってくると思いますので、ここにも書いてありますが、相談体制について、どのように検討されるのでしょうか。

細川学校教育課長 今、ご指摘いただいたとおりでございます。SNSというのは、便利な一方で、そのことが抱えている課題や問題性もかなりございますので、このことについては慎重に検討していきたいと思っております。

今現在、相模原市では、青少年相談センターでメールを使用しての相談なども行っております。指導体制については、先行している市の様子からも、SNSを利用していても、最終的には、言葉と言葉のコミュニケーションにより、その子どもの問題解決に当たっているというような報告もございましたので、今後についてはいろいろな事例を検討する中で考えてまいります。

野村教育長 青少年相談センター所長、いかがですか。

小泉青少年相談センター所長 今、ご指摘がありましたように、SNSによる相談についてでございますが、先行事例を見ますと、やはり最終的にはSNSの言葉のやりとりから電話相談等の言葉のやりとりや来所相談という、直接面会するやりとりの方へ促していくという事例が多く見られるようでございます。

私たちとしましても、今、ご指摘があったように言葉による相談や面接による相談等とうまくつながるようなことがより重要ではないかと考えております。

野村教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、次の案件にまいりたいと思います。

市立小中学校及び市内通学路におけるブロック塀等の点検結果について

野村教育長 報告案件の2、市立小中学校及び市内通学路におけるブロック塀等の点検結果について、事務局より説明いたします。

小杉学校施設課長 それでは、市立小中学校及び市内通学路におけるブロック塀等の点検結果をご報告いたします。

大阪府北部を震源とした地震において、通学中の児童がブロック塀の倒壊により死亡した事故を受けて実施しました、本市の小中学校のブロック塀等及び小学校の通学路におけるブロック塀等の点検を行った結果についてです。

まず、市立小中学校におけるブロック塀等の点検の結果、調査内容でございます。

地震が発生した6月18日に全小中学校に点検を指示して、実施をいたしました。建築基準法に規定されている高さを超えるブロック塀の有無、あと、劣化の状況について調査をしたものです。

続きまして、6月20日に追加調査といたしまして、小中学校へ通知をいたしました。主な内容いたしましては、全てのブロック塀、高さについてはもう調べておりますので、建築基準法の基準内の高さのブロック塀とポールあてについて、構造的に控え壁ですとか、塀の厚さ、あとは劣化の状況について調査をいたしました。

点検結果といたしましては、まず2.2メートルを超える、建築基準法に違反しているブロックが4校で確認されました。1メートルを超えるブロック塀のうち、基準を満たしていない控え壁があるもの、またはひび割れ、破損、傾斜が生じているものにつきましては、11校の学校で確認されました。あわせて15校が危険性があるという結果になっております。

ちなみに、2.2メートルを超えるブロック塀につきましては、全てポールあてでございます。プールの周りとか、そういったところにあるブロック塀ではございませんでした。

今回の緊急点検で把握したひび割れ、破損、あとは傾斜のあるものにつきましては、ただちに倒壊の危険性があると断定したものではありません。

今後の対応の状況です。対応が必要なブロック塀につきましては、周囲に近づかないよう、今現在、安全措置等を講じております。夏休み中に全て撤去する予定でおります。学

校内のブロック塀等については以上です。

八木学務課長 それでは、資料の裏面をご覧くださいと存じます。学務課から市内通学路におけるブロック塀等緊急点検の結果についてご報告を申し上げます。

まず、点検実施日でございますが、平成30年6月25日月曜日と26日火曜日の2日間で行いました。点検の方法でございますが、教育局職員及び都市建設局職員による2人1組、のべ68名になりますが、目視によりまして点検を実施したところでございます。点検結果でございますが、点検対象といたしました2.2メートルを超えるブロック塀、これが19カ所ございました。それから、ひび割れ、破損、傾斜が生じている1メートルを超えるブロック塀などが461カ所ございまして、合計といたしまして、480カ所をピックアップいたしました。なお、今回の緊急点検で把握をいたしましたひび割れ、傾斜のあるもの等につきましては、倒壊の危険性があると断定したものではありません。

次に、今回の点検の対応状況でございますが、今回の結果を踏まえまして、ブロック塀等の所有者に対して、注意喚起及び危険ブロック塀等撤去奨励補助制度の活用について、ご案内を行ったところでございます。ただし、一部ブロック塀の管理が不明となっているところもございまして、そういったところは除いてございます。これは、7月4日に行いました。

また、各小学校等にこの結果を送付いたしまして、児童の安全確保に活用するとともに、改めて登下校時の安全指導などを各学校ごとに行っているところでございます。

あと、欄外に書いてあります危険ブロック塀等撤去奨励補助制度でございますが、補助対象となるブロック塀の撤去等を行う場合について、通学路の場合、工事実施者に対して、補助率4分の3、上限で15万円の補助を行うものでございます。

以上でございます。

野村教育長 報告が終わりました。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

平岩委員 今回、学校の中での点検結果ですが、破損ですとか傾斜が生じている1メートルを超えるブロック塀というのがありました。

これは、今回の点検の前に学校側からこういった破損があります、傾斜が生じていますというような報告は入っていなかったのでしょうか。

小杉学校施設課長 学校側からこのような報告は、これまでは受けておりませんでした。

野村教育長 定期的な点検はあるのですよね。

小杉学校施設課長 学校からは特に受けてはいないのですが、建築基準法の12条点検と

というのがございまして、3年に1回やっている点検なのですが、その中でブロック塀についての報告はございました。特に劣化等が認められるということはございましたが、ただちに崩壊するということまでの報告は、これまで受けておりません。

以上です。

野村教育長 そのような状況でございます。

一応、学校敷地内と通学路に対しての安全確認ということで、こうした点検については極めて早急に対応ができたと思っておりますが、問題はこれからでありまして、正確性においても、完璧な点検をしたわけではございませんので、今後、相模原市のまちづくり計画部等と一緒に、さらにこの安全性についての取組をいろんな形で進めたいと考えています。

平岩委員 仕事柄、近隣他市のこういう点検についての情報も私には入っておりましたが、相模原市のこの点検に関しては大変に早い対応だったと感じております。

野村教育長 ご意見ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、報告案件の最後であります、前回の定例会後のこの1カ月の教育長の活動ということで、お話をさせていただきます。

6月19日、読書活動の優秀実践団体ということで、市内にある読み聞かせボランティア団体、あいの会、こちらが文部科学大臣より表彰を受けたということで、報告にいらっしました。市内15の保育園、その他小学校で読み聞かせのボランティアを継続して行っている団体でございます。会員の確保とか、ご苦労もあるようですが、それぞれの園等から大変感謝をされている、また学校でも感謝をされている活動であると承知をしているところであります。

それから、6月20日には、PTAの役員との懇談がございまして、市長を交えて幾つかの現在の課題等についての意見交換をしたところであります。

6月21日には、JICAのボランティアということで、本市に在住している社会人3名の方に教育委員会を訪問いただきました。1人は本市の教員でございまして、その方はネパールで小学校の教育活動に当たり、そのほか、本市在住で横浜市の教員の方、また社会人の方がモルディブ、エクアドル等で教育、またはコミュニティ開発の役割を担って、海外にこれから出ていくというご報告を受けました。この方たちは、相模原市としての国際関係のいろいろな役割も担っていただき、そんなことを伺っています。ぜひ、帰ってき

てから特に学校等で、こうした経験を生かしていただくことを期待しているところであります。

それから、7月4日には、これはスポーツの部門で本市在住の女子高生の稲垣さんがゴルフの部門で、中国で行われたアニカソレンスタム主催の世界ジュニア大会で優勝したということで、市長訪問にまいりまして、私も同席をしてお話を伺いました。非常に今後が楽しみな、有望な選手だと承知しております。

7月5日、授業視察ということで、大山委員と一緒だったのですが、中学の道徳の授業を視察してまいりました。今年度から始まった、指導教諭の授業というのも見に行ったところであります。

それから7月7日は、相模原市自治会連合会の50周年の記念式典へ参加いたしました。

つい最近の7月10日では、本市の高校生がインターハイに出場するというので報告会がございました。相模原市体育協会の会長、市長、私等が出席する中で、今回は市内の7校から117名がこの夏の全国大会に出るといことです。弥栄高校の男子バレーですとか、麻溝台高校の登山ですとか、幾つかの競技で全国大会に出るといことで、当日は6校から27名の代表の方がいらっしやいまして、市の方から奨励金の贈呈をしたところでございます。

以上が、この1か月間の主な活動報告ということで、お話をさせていただきました。

本日の委員会についての内容は以上でございます。

では、ここで次回の会議の予定日を確認させていただきます。次回は8月10日、金曜日、午後2時30分から第2別館3階、第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、次回の会議日は、8月10日、金曜日、午後2時30分から開催予定といたします。

以上で本日の定例会を終了いたします。

閉 会

午後3時49分 閉会